

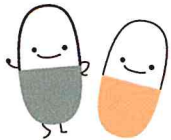
大館市
国民健康保険
福祉医療制度
後期高齢者医療

あんない

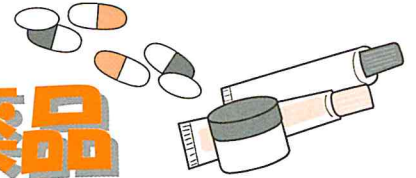
平成26年 **6**月号

編集と発行 大館市 市民部 保険課 ☎43-7046

使ってみませんか？ 安くて安心の

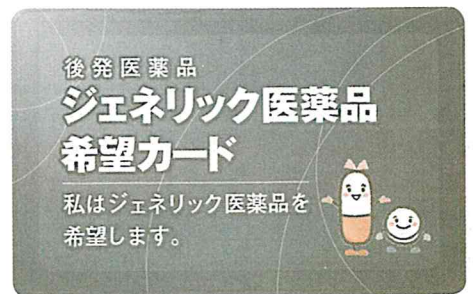


ジェネリック医薬品



市では、増加する医療費を少しでも抑えるため、ジェネリック医薬品の普及・利用促進を行っています。各家庭での薬代負担を減らし、市全体の医療費用も削減できるジェネリック医薬品に切り替えてみませんか？

直接言い出しにくいかたのために、ジェネリック医薬品希望カードも配布していますので、ぜひご活用ください。
※カードを希望するかたは保険課へお越しくください。



ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)の特許期間が切れた後に、新薬と同じ有効成分で作られています。効き目や安全性は新薬と同じですが、研究開発費が少ない分、値段は新薬の半分程度になります。

また、水なしで飲める・苦みが少ない・パッケージが分かりやすいなど、製薬会社の様々な工夫により、新薬よりも飲みやすく便利な場合もあります。

興味のあるかたは、医療機関や薬局で相談してみましょう。

ジェネリックのメリット

- ★値段は新薬の2～7割程度です。
- ★効き目や安全性は新薬と同じです。
- ★自己負担額だけでなく、国の医療費の削減にもなります。

今日からジェネリック!

- ★「ジェネリック医薬品に切り替えてみたい」と医師や薬剤師に伝えてください。
- ★「不安なのでやっぱり戻したい」というときは、すぐに元に戻せます。
- *短期間分をジェネリック医薬品にして「おためし」することもできます。

今号の内容

- ◆平成26年度国民健康保険税……………2・3
- ◆国民健康保険税の軽減など……………4・5
- ◆我が家の保険税はいくら？……………6
- ◆福祉医療費受給者証更新のお知らせ……………7
- ◆健康だより……………8

注意!

! 医師の方針により、ジェネリック医薬品への切り替えが認められない場合があります。
! まだジェネリック医薬品が販売されていない薬もあります。
! ジェネリック医薬品は医師の処方により調剤される「医療用医薬品」です。店舗で買える「市販薬品」や訪問販売による「配置薬(置き薬)」とは異なります。



平成26年度

国民健康保険税の税率をお知らせします

問 税務課市民税係 ☎43 - 7033

◇26年度の税率◇

	所得割	均等割	平等割	課税限度額
医療分	8.43%	21,000円	19,000円 特定世帯 ^{注1} 9,500円 特定継続世帯 ^{注2} 14,250円	510,000円
後期高齢者 支援金分	2.35%	6,000円	5,000円 特定世帯 2,500円 特定継続世帯 3,750円	160,000円
介護分	2.5%	7,900円	5,600円	140,000円

注1 後期高齢者医療制度に移行したため国保の資格を喪失したかたが同じ世帯にいる、加入者が1人の世帯

注2 特定世帯に該当した月から5年経った世帯(移行後3年間)

保険税が国保を支えています

国民健康保険(国保)に加入しているかたが医療機関を受診すると、自己負担分以外の費用は国保が負担します。その財源として、加入している皆さんが納めている国民健康保険税(保険税)が最も重要な柱となっています。

日本では、職場の健康保険などに加入しているかた以外は全て国保に加入し、保険税を納めなければならないと定められています。保険税の未納があると、国保制度そのものが成り立たなくなります。

国保に加入している皆さんの納める保険税が、国保を支えているのです。

保険税の特別徴収とは？

保険税の特別徴収は、保険税を年金からの引き落としで納める方法です。対象になるのは次の全てに該当する世帯主です。

- ・ 65歳以上 75歳未満の国保加入者であること
- ・ 年額18万円以上の老齢等年金を受給していること
- ・ 同じ世帯の国保に加入しているかたが全員65歳以上 75歳未満であること
- ・ 世帯主本人の介護保険料と保険税の合計額が年金給付額の2分の1以下であること

※世帯主が75歳になる年度は特別徴収を行いませんので、納付書による納付や口座振替をご利用ください。

保険税の納付方法を変更するとき

保険税の納付方法を、特別徴収から口座振替に変更することができます(納付書での現金納付への変更はできません)。

手続き方法

- ①金融機関へ口座振替の申し込みをします(既に申し込んでいる場合は必要ありません)。
- ②次のものを持参して下記の受付場所で手続きします。
 - ・ 口座振替申込書の本人控え等(口座振替の申し込みが済んでいることが分かるもの)
 - ・ 印鑑(認め印可)
 - ・ 保険税の納税通知書(納付書)

受付場所

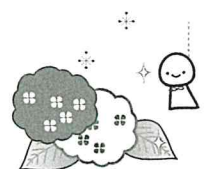
市役所税務課市民税係
比内総合支所総務係
田代総合支所市民生活係

※過去の保険税の納付状況によって、変更が認められない場合があります。

※納付方法で年税額が変わることはありません。

納付書は世帯主宛てに送られます

平成26年度保険税の納税通知書(納付書)は、7月中旬に世帯主宛てに郵送します。納付書の金額と納付方法、納期限などを確認し、納め忘れのないようお願いいたします。



国民健康保険税の計算方法

	医療分 全ての国保加入者	支援金分 全ての国保加入者	介護分 40～64歳のかた(該当者)
①所得割 世帯の所得に応じて計算	$(\text{加入者の25年中の所得} - \text{基礎控除(33万円)}) \times 8.43\%$ *加入者ごとに計算します	$(\text{加入者の25年中の所得} - \text{基礎控除(33万円)}) \times 2.35\%$ *加入者ごとに計算します	$(\text{該当者の25年中の所得} - \text{基礎控除(33万円)}) \times 2.5\%$ *該当者ごとに計算します
+			
②均等割 世帯の加入者数に応じて計算	加入者数 × 21,000円	加入者数 × 6,000円	該当者数 × 7,900円
+			
③平等割 1世帯につきいくらかと計算	1世帯につき 下記以外の世帯 19,000円 特定世帯 9,500円 特定継続世帯 14,250円	1世帯につき 下記以外の世帯 5,000円 特定世帯 2,500円 特定継続世帯 3,750円	該当者がいる世帯は 1世帯につき 5,600円
	限度額 1世帯 51万円	限度額 1世帯 16万円	限度額 1世帯 14万円
税額/年 ①+②+③	平成26年4月から平成27年3月まで		
	国民健康保険税(保険税)		

年度の途中に加入・脱退した場合

所得割・均等割をその年度の加入月数で月割計算します。世帯全員が中途加入・脱退した場合は、平等割も月割計算します(加入月数とは末日に国保資格がある月の合計です)。

●途中で加入したとき

$$\text{年間保険税} \times \frac{\text{加入した月から年度末までの月数}}{12 \text{カ月}}$$

●途中で脱退したとき

$$\text{年間保険税} \times \frac{4 \text{月から脱退月の前月までの月数}}{12 \text{カ月}}$$

年度の途中に40歳になるかた

40歳になった月(1日が誕生日の場合はその前月)分から医療分と支援金分に介護分を加算した保険税を納付します。

例えば 7月1日生まれ

7月2日生まれ

6月分から介護分を納めます。

7月分から介護分を納めます。

年度の途中に75歳になるかた

保険税は、あらかじめ75歳の誕生日の前月分までの月数で月割計算しています。

年度の途中に65歳になるかた

保険税

保険税の介護分は、あらかじめ65歳の誕生日の前月(誕生日が1日のかたはその月の前々月)分までの月数で月割計算しています。

介護保険料

65歳になった月(誕生日が1日のかたはその前月)分からの介護保険料は、保険税とは別に長寿課から送付される納付書で納付してください。

65歳になった翌年からの納付方法は、老齢等年金の年額などで異なります。

年金の年額が
18万円以上のかた

年金の年額が
18万円未満のかた

年金の支払いの際に、介護保険料があらかじめ引き落としされます(特別徴収)。

納付書や口座振替で納付します。

介護保険料についてのお問い合わせ

長寿課介護保険係 ☎ 43-7055

国民健康保険税の軽減・減免制度

国民健康保険税の軽減制度

世帯主(国保加入していない世帯主も含む)及び国保加入者全員の平成 25 年中の合計所得が一定基準以下の場合、保険税の一部(均等割、平等割)を軽減します。

25 年中の所得で判定しますので、申請は不要です。詳しくは 5 ページをご覧ください。

国保から後期高齢者医療制度に移行したかたがいる世帯の軽減

国保から後期高齢者医療制度に移行したかたがいても、世帯構成や収入が変わらなければ、今までと同じ軽減を受けることができます。

保険税の 5 割軽減と 2 割軽減の判定基準は、国保加入者の人数によって異なります。

国保から後期高齢者医療制度に移行したかた(特定同一世帯所属者)も軽減判定に含めることで、軽減判定の基準が今までどおりになります。

会社などの健康保険(被用者保険)の被扶養者であったかたの減免制度

被用者保険の本人が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者であったかたが国保に加入した場合(加入時に 65 歳以上のかた。旧被扶養者)の減免の制度があります。

減免後の保険税の額は次のとおりです。

所得割額	免除により 0 円
均等割額	軽減分を含めて基本額の半額
平等割額(特定(継続)世帯を除く) 国保加入者が旧被扶養者のみの場合	軽減分を含めて基本額の半額

国保加入手続きの際に旧被扶養者であると判明した場合は、国保加入手続きをすれば減免申請があったものとみなされます。国保加入の際に次のものをお持ちください。

- ・被用者保険の被扶養者でなくなったとき →「資格喪失証明書」など
- ・転入により国保加入するとき →「旧被扶養者異動連絡票」

失業したかたの保険税の軽減制度

解雇や会社の倒産など、非自発的理由による離職者の保険税が軽減されます。

この軽減制度の適用を受けるためには申請が必要ですので、ご相談ください。

お問い合わせ 保険課国保係 ☎ 43-7047

保険税の納付が困難なかたへ

保険税の納付が困難なかたへは、納税相談を行っています。

お問い合わせ 収納課収納係 ☎ 43-7036

国民健康保険税の減免申請

保険税の軽減制度とは別に、やむをえない事情により保険税の納付が著しく困難な場合には減免(一部または全部)する制度があります。

対象となるのは次のようなかたです。

- ・生活保護基準と比較して、その基準に満たないかた、または同程度のかた
- ・失業や疾病などで収入が著しく減少し、生活が非常に困難になったかた
- ・風水害などの災害で、所有する財産に被害を受けたかた

保険税の軽減・減免についてのお問い合わせ 税務課市民税係 ☎ 43-7033

軽減判定の基準

- ① 4月1日現在の国保加入世帯の世帯主、加入者及び特定同一世帯所属者の平成25年中の合計所得^注で判定します。
- ② 4月2日以降に国保加入した世帯や世帯主変更があったときは、その時点で判定します。
- ③ 平成25年12月31日時点で65歳以上の公的年金所得者については、公的年金等所得から15万円を控除した額で判定します。

世帯主、国保加入者及び特定同一世帯所属者の25年中の合計所得	軽減割合
330,000円以下	7割軽減
[(国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数) × 245,000円 + 330,000円]以下	5割軽減
[(国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数) × 450,000円 + 330,000円]以下	2割軽減

軽 減 額

保険税の軽減額は次のとおりです。

区 分	軽減割合	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
		均等割	平等割	均等割	平等割	均等割	平等割
医療分	下記以外の世帯		13,300円		9,500円		3,800円
	特定世帯	14,700円	6,650円	10,500円	4,750円	4,200円	1,900円
	特定継続世帯		9,975円		7,125円		2,850円
支援金分	下記以外の世帯		3,500円		2,500円		1,000円
	特定世帯	4,200円	1,750円	3,000円	1,250円	1,200円	500円
	特定継続世帯		2,625円		1,875円		750円
介護分	共通	5,530円	3,920円	3,950円	2,800円	1,580円	1,120円

基準に該当する場合、下記の計算式の金額を保険税から軽減します。

$$\text{国保加入者数} \times \text{均等割軽減額} + \text{平等割軽減額} = \text{軽減額}$$

※国保加入者が4人の世帯(特定<継続>世帯以外)が5割軽減に該当する場合の医療分は

$$\left[\begin{array}{c} \text{国保加入者数} \\ 4人 \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{均等割軽減額} \\ 10,500円 \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{平等割軽減額} \\ 9,500円 \end{array} \right] = 51,500円$$

51,500円が軽減されます。

また、年度の途中で国保に加入した世帯の場合、保険税額は次のようになります。

$$(\text{年間保険税額} - \text{軽減額}) \times \frac{\text{国保加入月数}}{12} = \text{保険税額}$$

平成26年度の納期限

納付書による納付や口座振替納付のかたは、8回に分けて納めることになっています。
特別徴収(年金からの引き落とし)のかたは、年金支給月に引き落とされます。

納 期	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期
納期限 (口座振替日)	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月25日	2月2日	3月2日

計算してみよう！

我が家の保険税はいくら？

世帯内に40歳以上65歳未満のかた(介護保険の第2号被保険者)がいる場合は、医療分+支援金分+介護分の合計額が年間の保険税額です。

いない場合は、医療分+支援金分の合計額が年間の保険税額になります。

医療分 全ての国保加入者	支援金分 全ての国保加入者	介護分 40歳～64歳のかた
------------------------	-------------------------	--------------------------

1. 所得割・・・所得に応じて計算 ※加入者ごとの算定額がマイナスのときは0円とします

加入者の 25年中的所得 -33万円 × 8.43%	算定額	加入者の 25年中的所得 -33万円 × 2.35%	算定額	該当者の 25年中的所得 -33万円 × 2.5%	算定額
<input type="text"/> -33万円 × 8.43%	円	<input type="text"/> -33万円 × 2.35%	円	<input type="text"/> -33万円 × 2.5%	円
<input type="text"/> -33万円 × 8.43%	円	<input type="text"/> -33万円 × 2.35%	円	<input type="text"/> -33万円 × 2.5%	円
<input type="text"/> -33万円 × 8.43%	円	<input type="text"/> -33万円 × 2.35%	円	<input type="text"/> -33万円 × 2.5%	円
計	①	計	⑥	計	⑪

2. 均等割・・・世帯の国保加入者数、介護該当者数に応じて計算

加入者数 <input type="text"/> 人 × 21,000円	②	加入者数 <input type="text"/> 人 × 6,000円	⑦	該当者数 <input type="text"/> 人 × 7,900円	⑫
--	---	---	---	---	---

3. 平等割・・・1世帯につきいくらかと計算 ※平等割については2ページをご覧ください

1世帯につき 19,000円または9,500円 (特定継続世帯は14,250円)	③	1世帯につき 5,000円または2,500円 (特定継続世帯は3,750円)	⑧	該当者がいる場合 1世帯につき5,600円	⑬
--	---	--	---	--------------------------	---

4. 軽減額・・・該当世帯 ※軽減額については5ページをご覧ください

軽減割合により	④	軽減割合により	⑨	軽減割合により	⑭
---------	---	---------	---	---------	---

5. 年税額・・・平成26年4月～27年3月 ※100円未満切り捨て

①+②+③-④=⑤ (限度額51万円)	⑤	⑥+⑦+⑧-⑨=⑩ (限度額16万円)	⑩	⑪+⑫+⑬-⑭=⑮ (限度額14万円)	⑮
------------------------	---	------------------------	---	------------------------	---

平成26年4月から 平成27年3月まで	国民健康保険税(保険税)	⑤+⑩+⑮=	円
------------------------	---------------------	--------	---

※保険税は前年の所得をもとに計算しますので、所得税や市県民税の更正、所得金額の変更等により、税額が変更になることがあります。

お問い合わせ 税務課 市民税係 ☎43-7033

福祉医療費受給者証を更新します



現在お持ちの受給者証の有効期間が平成26年7月31日までで、受給者証が自動更新となっているかた※には、8月1日から有効の受給者証を7月下旬にお送りします。該当しないかたには非該当のお知らせをお送りします。

※受給者証の自動更新

下記に該当する受給者証が自動更新の対象です(更新申請書は送付しません)。

- 「ひとり親家庭の児童」の受給者証(受給者番号が「5」で始まる受給者証)
- 「重度心身・高齢身体障害者」の受給者証(受給者番号が「8」で始まる受給者証)。
ただし、受給者証の有効期間が身障手帳・療育手帳の再判定月末となっていて、新しい手帳が交付された場合は、改めて受給者証の交付申請が必要です。
- ◇「乳幼児及び小学生」の受給者証(受給者番号が「3」で始まる受給者証)は、昨年度から自動更新となっています。

- ◎受給者証の更新の際は、受給者などの健康保険の加入状況や平成25年中の所得などを確認します。
- ◎平成26年1月2日以降に大館市に転入した場合など、他市町村の所得課税証明書の提出が必要なかたには、6月中に通知します。
- ◎現在の健康保険の加入状況や、25年中の所得などが確認できないときは、受給者証を交付できないことがあります。
- ◎所得制限により受給者証を交付できないことがあります。

◆福祉医療制度の対象になるかた◆

下記に該当すると思われるが現在受給者証を持っていないかたは、保険課医療給付係・比内総合支所市民生活係・田代総合支所市民生活係で申請してください。

対象区分	対象となるかた	所得制限の有無など
乳幼児 及び小学生	小学生までの児童 (小学校修了年度の3月31日まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・0～2歳児には所得制限はありませんが、県からの補助金対象者を把握するため、所得の確認を行っています。 ・3歳以降は所得制限がありますが、所得制限により受給できないかたも入院時に限り受給できます。※申請が必要です。
ひとり親家庭の 児童	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の児童 ・父母のいない児童 ・父または母が身体障害者手帳1～2級程度または障害のため労働が不可能であり、かつ常時の介護や監視が必要な状態にある家庭の児童 ※18歳の年度末まで該当。	<ul style="list-style-type: none"> ・所得制限はありませんが、県からの補助金対象者を把握するため、所得の確認を行っています。 ・会社などの健康保険(被用者保険)の本人(被保険者)は受給できません。
重度心身障害 (児)者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～3級の所持者 ・療育手帳Aの所持者 	<ul style="list-style-type: none"> ・被用者保険の被保険者は所得制限があります。
高齢身体障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳4～6級を所持している満65歳以上のかた 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得制限があります。 ・被用者保険の被保険者は受給できません。

平成 25 年度 胃がん検診

受診率アップ大作戦を行いました！

がん検診を多くのかたに受診してもらい、がんの死亡者数を減らすため、12月にモデル地区で胃がん検診を実施しました。

更に、モデル地区の対象者にはコール・リコール*を実施。多くのかたに検診をお知らせすることで、約250人のかたが受診し、受診率も大幅にアップしました！

※コール・リコールとは…

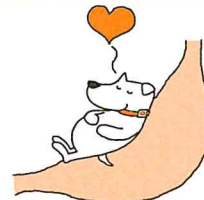
はがきや電話等で個別に受診を勧めることをコールといい、コール後、申し込みのなかったかたに再度連絡し勧奨を行うことをリコールといいます。

コール

胃がん検診実施をはがきでお知らせしました

<対象者>

- 25年10月末時点で25年度の胃がん検診を未受診の
- 比内地域の40～70歳の市国保加入者
- 二井田・十二所・真中・上川沿地区の40～65歳の市国保加入者
- 大館・比内地域の胃がん検診無料クーポン券対象のかた



3,393人

リコール

申し込みのなかったかたに電話で連絡をしました

はがきでお知らせをした後、期限内に受診の申し込みがなかったかたへ、電話でも受診の呼びかけをしました。

2,681人

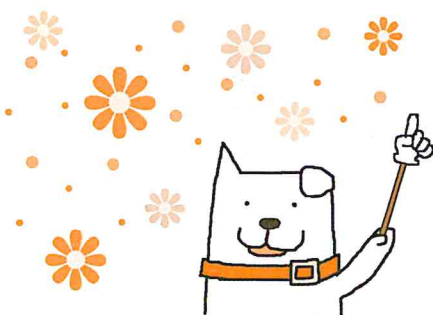
コール・リコールを実施した結果、受診率がアップしました！

地区	受診率(%)	対象者数(人)	受診者数(人)
コール・リコール実施地区 (比内地域、二井田・十二所・上川沿地区)	15.2	2,307	351
コール・リコール未実施地区	6.3	5,796	364



コール・リコールを実施した地区では、それ以外の地区に比べて受診率が増加しました。
(40～65歳の市国保加入者の比較。未実施地区は10月までの検診の結果)

～各会場での受診状況(事前申し込み制で実施)～



受診日	受診会場	受診者数(人)
12月3日(火)	比内公民館	85
12月4日(水)	比内公民館	89
12月5日(木)	東館分館	42
	構造改善センター	40

計 256人

26年度の検診・健康診査は6月から始まります。
自分自身の健康管理のため、ぜひ受診しましょう！

お問い合わせ

健康課 ☎ 42-9055

